

九州大学農学部百周年記念交流スペース規程

令和7年度九大規程第89号

制定：令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学農学部百周年記念交流スペース（以下「交流スペース」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 交流スペースは、九州大学（以下「本学」という。）における学生及び職員の憩いの場所として、また、地域や企業の交流の場として、対話を通じて大学と地域のつながりを促進し、本学の教育研究活動の充実に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第3条 交流スペースに管理運営責任者を置き、農学部長をもって充てる。

(使用者の範囲)

第4条 交流スペースを使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 九州大学農学部同窓会に加入している会員
- (3) 本学と連携・協力する学外関係者
- (4) その他管理運営責任者が適当と認めた者

(使用時間)

第5条 交流スペースの使用時間は、原則として、平日の午前10時から午後10時までとする。

(休業日)

第6条 交流スペースの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで
- (4) その他管理運営責任者が定める日

2 前項の規定にかかわらず、休業日であっても、管理運営責任者の許可を得たものについては、使用することができるものとする。

(使用許可)

第7条 交流スペースの使用を希望する者は、使用予定日の1週間前までに所定の使用申込書を提出し、管理運営責任者の許可を受けなければならない。

(適正な使用)

第8条 交流スペースを使用する者（以下「使用者」という。）は、この規程及び第12条に規定する管理運営責任者が定める事項（以下「規程等」という。）を遵守し、適正

に使用しなければならない。

2 管理運営責任者は、使用者が、規程等及び許可条件に違反したときは、使用を中止させ、又は許可を取り消すことができる。

3 前項の使用の中止又は許可の取り消しによって生ずる損害については、本学はその責を負わないものとする。

(使用料等)

第9条 使用者は、交流スペースの使用料（電気料を含む。）を納付しなければならない。ただし、管理運営責任者が特段の事情があると認める場合は、使用料の一部又は全部を減額又は免除することができる。

2 前項の交流スペースの使用料は、次のとおりとする。

(消費税込み)

使用時間	使用料（円）	
	第4条第1号及び第2号に定める使用者	第4条第3号及び第4号に定める使用者
2時間以内	1,000	2,000
4時間以内	2,000	4,000
6時間以内	3,000	6,000
終日利用（6時間を超える場合）	4,000	8,000

3 使用料は、所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。

4 既納の使用料は、特段の事情がある場合を除き、還付しない。

(損害賠償)

第10条 使用者が、その責に帰すべき事由により交流スペースの施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第11条 交流スペースの管理運営に関する事務は、農学部等事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、交流スペースの管理運営に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。